

自民党司法制度調査会／犯罪被害者に関するヒアリングにて(平成29年6月30日)

副代表幹事 土師 守

発言要旨は以下の通りです。

〔犯罪被害者問題の残された課題について〕

1. 加害者が自ら犯した犯罪に関する出版物に対する規制

一昨年6月に、神戸連続児童殺傷事件の加害男性による事件に関する手記が出版されました。

本書のように殺人罪等重大な犯罪の加害者が、加害行為や被害者・遺族に関する記載を含めた手記等を出版することについては現在法律上制約がなく、加害者、出版会社により自由に行われている現状にあります。このような行為により被害者・遺族は、再び加害者により長い年月が経った後でも心をかき乱され、塗炭の苦しみにさいなまれることとなります。かかる書籍の出版は加害者、出版社とも多額の利得を得ることができることから、本書と同様の書籍等が今後も発行されることが予想され、さらに被害者・遺族を苦しめることとなります。加害者による再度の精神への傷害罪と言えるものだと思います。

国民一般の表現行為の規制ではなく、凶悪犯罪の加害者による加害行為に関する表現の制限という極めて限定されたごく一部の規制であり、かつ、規制を受ける者は自らに被害者の命を奪ったという極めて重大な帰

責事由があり、当然に受忍すべき規制であると考えます。

2. 被害少年及びその兄弟に対する支援

被害者が少年であれば、発育過程にある未成年の兄弟がいる可能性は非常に高いと思います。

加害少年は、法律によって厚く保護され守られており、国の加護のもとに更生という名の道を進み、勉強をすることも、職業訓練を受けることもできます。しかしながら、被害者少年や未成年の兄弟たちには、公的な支援は何もありません。事件後、学校に行けなくなり、勉強ができなくなっても、誰も助けてくれません。問題は教育上のことだけではなく、精神的にも、肉体的にも発育途上にあり、また感受性の高い時期に、兄弟が悲惨な事件に遭ったとすれば、それは、大人とは違った意味で、非常に大きな精神的ダメージを受けます。それに対して、親だけで対処することは極めて困難なことです。この問題に対処できるような児童精神医学の専門医や臨床心理士の存在は非常に重要であると思います。

被害少年やその兄弟に対する公的な支援は是非とも必要なものであり、制度を早急に創設して欲しいと願っています。

男性が婦人科を受診するようなもの

～死刑廃止論者の弁護士に弁護は依頼できない

幹事・精神保健指定医・医学博士 高橋 幸夫

日本弁護士連合会(日弁連)は、「弁護士は法律の専門家として『社会生活上の医師』である」と自称している。小生も犯罪に遭うまでは、そのように信じ、弁護士は清廉潔白で「清く・正しく・美しく」生き、尊敬できる人たちばかりと思っていた。しかし、事は全く逆であった。そのように尊敬されながら弁護活動している人たちも多くいるが、大半とは申さぬまでも、日弁連は独善的で傲慢で高慢な一部の人たちの集まりでもある。

昨年10月、第59回人権擁護大会に出席してみた。

日弁連が言うに「毎年、人権擁護大会を行い、毎回多数の弁護士、市民の参加を得て重要な人権問題をテーマにシンポジウムを開催している」とのことであった。しかし現実には、参加市民は少なく、弁護士の参加も総数3万7千余人のところ、わずか3%弱(786人)であった。重要議題とする死刑廃止宣言への賛同者においては、たった1.5%(546名)に過ぎなかった。それにもかかわらず、毎回多数の参加者を得て重要問題を議論していると言うのである。「会内の民主主義に従い、多数決で決めているから、日弁連の総意(3

万7千余人)として正当である」との論である。しかも加害・被害両者、及び国民の人権について議論するものかと思いきや、加害者の人権擁護のみであり、被害者の人権は論外であった。これでは、独善的、独裁的行為で、社会常識から大きく外れている。

また、『『刑罰制度の改革』と『犯罪被害者・遺族の支援』とは別個の問題である」と彼らは言う。

被害者は、平凡に日々を送っていても、ある日突然命を奪われるのである。被害者・被害者遺族の心情を察するに難くはない。誰しも無念と強い怒りを覚え、それは誰しもが抱く感情で異常なものではない。この感情を法の下で、加害者と平等公正に扱われてこそ、被害者の無念と怒りは鎮まるのである。そうして被害者は、内なる被害の心を受け止めて、外からの支援を受け入れる「心の準備」が生じるのである。すなわち鎮魂無くして、被害者支援は成り立たないのである。こうした心理動態も分からずして『『刑罰制度の改革』と『犯罪被害者・遺族の支援』とは別個の問題である」

と日弁連は良識者ぶって言う。これは「死刑制度を廃止して被害者の心を打ち砕き、札束で頬を叩く」ことである。被害者の自尊心を大きく傷つけ、二次被害を与えるだけである。これで「社会生活上の医師」と自惚れているのだから驚くほかはない。

開業医には内科・外科・産婦人科など、最低限の専門分野が分かるように表記してある。国民は、症状によって受診する医者を選ぶことができる。片や、日本の弁護士看板には、何故、専門分野が表記されていないのか？ これでは、国民はどの弁護士に依頼していいのか見当がつかない。特に「死刑廃止論者」か「死刑存置論者」かを、弁護士は明記するべきである。さもなければ、死刑を望む被害者が、死刑廃止論者の弁護士に弁護を依頼する場合もあり、利益相反が生じる。つまり「男性が婦人科を受診する」ような奇妙な齟齬を生じる。これは国民や被害者にとって切実な問題である。この現状を広く国民の皆さんに知ってもらいたい。

会員の声

日弁連定期総会を傍聴して

糸賀 美恵

今回、第68回日弁連定期総会を傍聴させていただきました。

私は15年前に殺人事件で息子を亡くした遺族です。当時の裁判は、被害者参加制度もなく、生きていた被告人と死んでしまった息子を天秤にかけたら、被告人の人権の方が重いと思わせるかのようなものでした。私たち遺族は極刑を望んでいましたが、たった12年の懲役刑でした。被害者がたとえひとりでも、罪なき人の命を奪ったのだから、命で償ってほしいと思っていたので無念でした。

人を殺めた者は自分の命が奪われる恐怖と向き合って初めて反省し、贖罪、償いの気持ちが芽生えるのではないかと思います。もしも、死刑制度が廃止になったなら、加害者の反省の機会を奪い取ってしまうことになります。それこそ人権侵害に当たるのでないでしょうか。こんなに犯罪者に甘い国では、減少傾向にあると言われている凶悪犯罪を再び増加させることにならないのか心配です。

数年前に、日弁連の死刑廃止の集会に参加しました。講演者のひとり、3人の殺人罪で死刑判決を受けた加害者の母親のことを引き合いに出して、年老いた母親が後に残されて可哀相だと同情していました。しかし、この事件によって、両親や兄弟等の多くの被害者遺族がずっと苦しみながら生きているのです。被害者側の苦しみには目を向けず、死刑制度廃止に向けて活動する日弁連には一国民として不信感を抱きました。

こうした日弁連の死刑制度廃止に向けた活動には何度も傷口をえぐられる思いです。国民の80%以上が死刑制度の存置を望んでいるのに、日弁連は国民を裏切ることをしているのです。強制加入である日弁連の弁護士3万人以上のうち何人が、死刑制度廃止を望んでいるのか、一人ひとりに問うてみたいと思いました。